二　選定する対象運用方法のいずれかが第十五条第一項の表の一の項イ若しくはロ、二の項イ、三の項イからホまで、四の項イ又は五の項イの区分に該当する場合にあっては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を二以上選定すること。

2　法第三条第五項に規定する簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）が対象運用方法を選定する場合にあっては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「二以上」とあるのは「一以上」とする。

第十八条中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「の同項各号」を「の同条第二項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎としないものとする。

一　企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）

二　個人型年金の個人型年金加入者期間（法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間をいう。以下同じ。）（個人型年金の個人型年金規約（法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）

三　法第五十四条第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

四　法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

五　法第七十四条の二第二項の規定により法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

第二十二条第一項第三号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、「が同項後段」を「（次号及び第二十六条の二第二項において「機構」という。）が同法第十七条第一項後段」に改め、同項第四号中「属する年度」の下に「（移行日の属する年度の終了の日の三月前から同日までの間に、年度内に移換資産の額を確定することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該年度の翌年度。以下この号において「移行年度」という。）」を加え、「当該年度」を「移行年度」に、「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同号ハ中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約が解除された場合における中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額であって、機構が同項の規定により当該資産管理機関に移換するもの

第二十二条第二項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前項第四号に掲げる資産　中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

第二十五条の見出し中「脱退一時金相当額等」の下に「又は個人別管理資産」を加え、同条に次の一項を加える。

2　事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

第二章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出）

第二十六条の二　事業主は、法第五十四条の五の規定による移換の申出を同条に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日までの間に行うことができる。ただし、事業主が当該移換の申出を同日までの間に行うことが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

第二十七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「による」を「により」に、「移換」を「移換を受ける場合にあっては、脱退一時金相当額等の移換」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第七十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換する場合にあっては、個人別管理資産の移換に関する事項

第二十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。第二十九条第四号及び第三十五条の二第二項において同じ。）が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあっては、中小事業主掛金の納付に関する事項

第二十八条中「あるのは、「」を「あるのは、「法第五十六条第三項に規定する」に改める。

第二十九条第一号中「法第七十三条において準用する法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類」を削り、「回数」の下に「、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類」を加え、同条第三号中「場合」の下に「その他厚生労働省令で定める場合」を加え、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　中小事業主が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ　中小事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ　中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

五　法第七十三条において準用する法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　法第七十三条において準用する法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ　個人型年金加入者等（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。）に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関があらかじめ連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由を提出することとされていること。

第三十一条第二項第二号中「（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「法第五十六条第三項に規定する」及び「（以下「個人型年金規約」という。）」を削り、同条第三項第二号中「個人型年金同時加入可能者の企業型年金」を「個人型年金加入者等が企業型年金の個人別管理資産を有する場合」に改める。

第三十五条中「法第六十八条第一項の規定による掛金」を「個人型年金加入者掛金」に、「次条第一号」を「第三十六条第一号」に改め、「に限る」の下に「。次条第一項において同じ」を、「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（中小事業主掛金の拠出の方法）

第三十五条の二　中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、前条ただし書の規定による個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、同条ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。